



委員会発議第2号

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおりかすみがうら市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条の規定により提出します。

令和7年3月19日提出

かすみがうら市議会

議長 来 栖 丈 治 様

提出者 議会運営委員会

委員長 櫻 井 繁 行

提 案 理 由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正されたことによる条ずれを解消するため、改正するものである。

なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものである。

令和 7 年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 2 0 条において」に改め、同条第 1 0 項中「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に、「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 2 9 条」を削り、同項の表第 3 8 条第 1 項第 1 号の項中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「**、報酬若しくは福利厚生**」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 2 7 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 1 条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 2 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 3 8 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 8 条において」を削る。

第 3 9 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 7 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

かすみがうら市議会の個人情報の保護に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、かすみがうら市情報公開条例(平成17年かすみがうら市条例第13号。<u>以下</u>「情報公開条例」という。)第2条第3号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において、「特定個人情報」とは、<u>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>(平成25年法律第27号。<u>以下</u>「番号利用法」という。) <u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)	(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、かすみがうら市情報公開条例(平成17年かすみがうら市条例第13号。<u>第20条において</u>「情報公開条例」という。)第2条第3号に規定する行政文書(以下「行政文書」という。)に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において、「特定個人情報」とは、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</u>(平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において</u>「番号利用法」という。) <u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略)
(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規	(利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用に

定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第9</u>

については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法 <u>第2条第</u>

		項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)	(略)	(略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)及び(3) (略) 3 (略)		
(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。		
		10項 に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
(略)	(略)	(略)
(個人情報ファイル簿の作成及び公表) 第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。 (1)～(9) (略) 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 (1) 次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与、報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。) イ～キ (略) (2)及び(3) (略) 3 (略)		
(開示請求権) 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。		

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。)をすることができる。	2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下、<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略)	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第27条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定(以下、「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略)
(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略)	(訂正請求権) 第31条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。 3 (略)
(訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは訂正請求をした者(以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。	(訂正請求の手続) 第32条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報 情報が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この条例の定めるところ により、議長に対し、当該各号に定め る措置を請求することができる。ただし、 当該保有個人情報の利用停止、消去又は提 供の停止(以下<u>この章において</u>「利用停止」 という。)に関して他の法令の規定により 特別の手續が定められているときは、この 限りでない。 (1) 及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定に よる利用停止の請求(以下<u>この章及び第48 条において</u>「利用停止請求」という。)を することができる。 3 (略)	(利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人 情報が次の各号のいずれかに該当すると 思料するときは、この条例の定めるところ により、議長に対し、当該各号に定め る措置を請求することができる。ただし、 当該保有個人情報の利用停止、消去又は提 供の停止(以下「利用停止」という。)に関 して他の法令の規定により特別の手續が 定められているときは、この限りでない。 (1) 及び(2) (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定に よる利用停止の請求(以下「利用停止請求」 という。)をすることができる。 3 (略)
(利用停止請求の手續) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備 があると認めるときは、利用停止請求をし た者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求 者」という。)に対し、相当の期間を定め て、その補正を求めることができる。	(利用停止請求の手續) 第39条 (略) 2 (略) 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備 があると認めるときは、利用停止請求をし た者(以下「利用停止請求者」という。)に 対し、相当の期間を定めて、その補正を 求めることができる。
(適用除外) 第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記 録する行政文章に記載されているものに 限る。)のうち、また分類その他の整理が 行われていないもので、同一の利用目的に 係るものが著しく大量にあるためその中 から特定の保有個人情報を検索すること が著しく困難であるものは、<u>第4章</u>(第4節 を除く。)の規定の適用については、議会 に保有されていないものとみなす。	(適用除外) 第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記 録する行政文章に記載されているものに 限る。)のうち、また分類その他の整理が 行われていないもので、同一の利用目的に 係るものが著しく大量にあるためその中 から特定の保有個人情報を検索すること が著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第4節を 除く。)の規定の適用については、議会に 保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	(開示請求等をしようとする者に対する情報提供等) 第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定<u>に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>